

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律

一六〇

◎雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律

徴収等に関する法律の一部を改正す

る法律 (平成二十三年五月二〇日法律第四六号)

一、提案理由(平成二十三年四月二〇日・衆議院厚生労働委員会)

○細川国務大臣 ただいま議題となりました職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案並びに雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

.....(略).....

次に、雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

我が国の雇用失業情勢は依然として厳しい状況にあり、また、非正規労働者や長期失業者の割合が長期的に上昇する中で、雇用のセーフティーネットの充実等を図ることが必要となつております。

このような状況に対応し、労働者の生活の安定、再就職の促進等を図るため、雇用保険制度において、基本手当及び再就職手当の見直しを行うとともに、雇用保険率を引き下げる等の措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

第一は、雇用保険法の一部改正であります。

まず、労働者の生活の安定を確保するため、失業等給付における基本手当日額の算定の基礎となる賃金日額について、その下限額、上限額等を引き上げ、これにより基本手当日額の引き上げを図ることとしております。

次に、失業者の安定した再就職へのインセンティブを強化するため、暫定措置として給付率の引き上げ等が行われている再就職手当について、給付率のさらなる引き上げを図った上で、暫定措置を恒久化する等の見直しを行うこととしております。

また、雇用保険の国庫負担について、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとしております。

第二は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正であります。

雇用保険の失業等給付に係る保険料率について、雇用保険の財政状況等を勘案し、千分の十四とするとしております。

なお、この法律は、平成二十三年八月一日から施行することとしておりますが、雇用保険の国庫負担に関する部分については公布の日、失業等給付に係る保険料率に関する部分については平成二十四年四月一日から施行することとしております。

以上が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案並びに雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成二十三年四月二二八日)

○牧義夫君　ただいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近の厳しい雇用失業情勢等を踏まえ、労働者の生活の安定、再就職の促進等を図るため、求職者給付及び就職促進給付の見直しを行うとともに、失業等給付に係る保険料率を引き下げる等の措置を講じようとするものであります。

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律

両案は、去る四月十九日本委員会に付託され、翌二十日細川厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、二十二日から質疑に入り、昨日質疑を終局いたしました。

.....(略).....

次いで、雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案について、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両案に対して附帯決議を付すことに決しました。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十三年四月二七日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 現下の厳しい雇用失業情勢にかんがみ、求職者支援制度が第二のセーフティネットとして、就職の促進を図るべく、その機能を十分に発揮することができるよう制度の運営に万全を期すること。特に、職業訓練の対象者については、意欲と能力を有し、職業訓練等の支援の必要性が認められる者とすること。また、職業訓練の認定に関しては、技能の向上が図られ、就職に資するものとなつていて訓練内容などにつ

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律

一六二一

いて適切に審査を行うとともに、不正受給の防止策を講じること。

二 「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案」の附則の規定に基づく施行後の見直しにおいては、雇用保険制度や生活保護制度の在り方を見据え、雇用保険の被保険者も含めた求職者全体について、職業訓練や各種の給付制度など就職支援施策全体の在り方を財源も含め総合的に検討し、必要な対応を図ること。

三 雇用保険制度については、激甚災害の特例措置が適用された場合の取扱いなど委員会での指摘を踏まえ、被保険者の立場に立った対応を検討すること。

四 雇用保険の国庫負担の本則復帰については、雇用保険制度の安定的な運営を確保するため、早期に安定財源を確保し、その実現を図ること。

五 未曾有の被害をもたらした東日本大震災は、雇用面においても甚大な影響を及ぼしていることから、雇用対策に係る特例措置の周知徹底に努めるとともに、被災者が早期に生活再建ができるよう、被災者に対する就労支援など雇用対策の一層の充実・強化を図ること。

三、参議院厚生労働委員長報告(平成二三年五月一三日)

○津田弥太郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申上げます。

……(略)……

次に、雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案は、最近の雇用失業情勢等を踏まえ、労働者の生活の安定、再就職の促進等を図るため、求職者給付及び就職促進給付の見直しを行ふとともに、雇用保険率の引下げ等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して審議し、求職者支援制度を雇用保険の附帯事業とし、全額国庫負担としなかつた理由、求職者支援制度による給付と雇用保険等による給付との関係、求職者支援制度において不正受給を防止するための具體策、今後の雇用保険財政の見通し、東日本大震災の被災者に対する雇用対策等について質疑を行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十三年五月一二日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、現下の厳しい雇用失業情勢にかんがみ、求職者支援制度が第二のセーフティネットとして、就職の促進を図るべく、その機能を十分に發揮することができるよう制度の運営に万全を期すること。併せて、ハローワーク等における十分な就職支援体制の整備を図ること。

二、求職者支援制度における職業訓練の対象者については、意欲と能力を有し、職業訓練等の支援の必要性が認められる者とすること。また、職業訓練の認定に関しては、技能の向上が図られ、就職に資するものとなつているなど訓練内容などについて適切に審査を行うとともに、不正受給の防止策を講ずること。

三、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案」の附則の規定に基づく施行後の見直しにおいては、雇用保険制度や生活保護制度の在り方を見据え、雇用保険の被保険者も含めた求職者全体について、職業訓練や各種の給付制度など就職支援施策全体の在り方を財源も含め総

合的に検討し、必要な対応を図ること。

四、激甚災害の特例措置が適用された場合の雇用保険の取扱いについては、被保険者の立場に立った対応を検討すること。

五、雇用保険の国庫負担の本則復帰については、雇用保険制度の安定的な運営を確保するため、早期に安定財源を確保し、その実現を図ること。

六、未曾有の被害をもたらした東日本大震災は、雇用面においても甚大な影響を及ぼしていることから、平成二十三年度第一次補正予算、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等の成立を踏まえ、雇用対策に係る特例措置の周知徹底に努めるとともに、被災者が早期に生活再建ができるよう、被災者に対する就労支援など雇用対策の一層の充実・強化を図ること。また、震災による影響が広範囲に及んでいることから、被災地以外の地域の雇用対策についても万全を期すること。

右決議する。